

1 処分を受けた税理士

氏 名： 奥村 達之

登録番号： 第79401号

2 処分の内容

令和元年6月12日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社及びB社の法人税の確定申告に当たり、架空売上を計上するとともに根拠のない架空外注加工費を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。また、これに伴い、両社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

さらに、被処分者は、関与先であるCの所得税の確定申告に当たり、仕入金額を水増し計上することなどによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を提出した。また、これに伴い、同人の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、被処分者は、関与先であるDほか複数者の所得税の確定申告に当たり、根拠のない経費等を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

(2) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに確定申告をしなかった。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

さらに、自己の相続税の申告に当たり、法定申告期限までに申告をしなかった。

(3) 信用失墜行為（業務け怠）

被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、申告書の作成を正当な理由なく怠り、法定申告期限までに提出をしなかったことにより、関与先に対して無申告加算税及び延滞税の賦課等の損害を与えた。

(4) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。